

鹿児島市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成 21 年条例第 42 号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現 行		改 正 案		備 考																						
<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略す</p> <p>(5) 用途の変更(政令第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。</p> <p>2 略す</p> <p>(工作物の用途の制限等)</p> <p>第6条 特定用途制限地域内においては、<u>法別表第2(り)の項第3号(13)及び(13の2)並びに(ぬ)の項第1号(21)の用途に供する工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び建築物の敷地(法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)</u>と同一の敷地内にあるものを除く。)は、築造してはならない。</p> <p>2 略す</p> <p>別表(第4条関係)</p>		<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築する場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略す</p> <p>(5) 用途の変更(政令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。</p> <p>2 略す</p> <p>(工作物の用途の制限等)</p> <p>第6条 特定用途制限地域内においては、<u>法別表第2(ぬ)の項第3号(13)及び(13の2)並びに(る)の項第1号(21)の用途に供する工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び建築物の敷地(法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)</u>と同一の敷地内にあるものを除く。)は、築造してはならない。</p> <p>2 略す</p> <p>別表(第4条関係)</p>		<p>引用条文の整理</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定用途制限地域</th> <th>建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域中心地区</td> <td rowspan="3">環境整序型</td> <td>1～4 (略す)</td> </tr> <tr> <td>5 法別表第2(ち)の項第2号及び第3号に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>6 法別表第2(り)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(ぬ)の項第1号に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幹線道路沿</td> <td>1 (略す)</td> </tr> </tbody> </table>		特定用途制限地域		建築してはならない建築物	地域中心地区	環境整序型	1～4 (略す)	5 法別表第2(ち)の項第2号及び第3号に掲げるもの	6 法別表第2(り)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(ぬ)の項第1号に掲げるもの	幹線道路沿		1 (略す)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定用途制限地域</th> <th>建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域中心地区</td> <td rowspan="3">環境整序型</td> <td>1～4 (略す)</td> </tr> <tr> <td>5 <u>法別表第2(り)の項第2号及び第3号</u>に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 <u>法別表第2(る)の項第1号</u>に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幹線道路沿</td> <td>1 (略す)</td> </tr> </tbody> </table>		特定用途制限地域		建築してはならない建築物	地域中心地区	環境整序型	1～4 (略す)	5 <u>法別表第2(り)の項第2号及び第3号</u> に掲げるもの	6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 <u>法別表第2(る)の項第1号</u> に掲げるもの	幹線道路沿		1 (略す)	<p>引用条文の整理</p>
特定用途制限地域		建築してはならない建築物																								
地域中心地区	環境整序型	1～4 (略す)																								
		5 法別表第2(ち)の項第2号及び第3号に掲げるもの																								
		6 法別表第2(り)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(ぬ)の項第1号に掲げるもの																								
幹線道路沿		1 (略す)																								
特定用途制限地域		建築してはならない建築物																								
地域中心地区	環境整序型	1～4 (略す)																								
		5 <u>法別表第2(り)の項第2号及び第3号</u> に掲げるもの																								
		6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 <u>法別表第2(る)の項第1号</u> に掲げるもの																								
幹線道路沿		1 (略す)																								

	道型	2 法別表第2(ち)の項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(り)の項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(ぬ)の項第1号に掲げるもの		道型	2 法別表第2(り)の項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 4 法別表第2(る)の項第1号に掲げるもの	
田園居住環境 保全地区	環境保全型	1~4 (略す) 5 法別表第2(ち)の項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(り)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(ぬ)の項第1号に掲げるもの 8 (略す)	田園居住環境 保全地区	環境保全型	1~4 (略す) 5 法別表第2(り)の項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(る)の項第1号に掲げるもの 8 (略す)	
	幹線道路沿 道型	1~4 (略す) 5 法別表第2(ち)の項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(り)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(ぬ)の項第1号に掲げるもの		幹線道路沿 道型	1~4 (略す) 5 法別表第2(り)の項第2号及び第3号に掲げるもの 6 法別表第2(ぬ)の項第3号に掲げるもの 7 法別表第2(る)の項第1号に掲げるもの	